

令和5年度第3回舞鶴市障害者施策推進協議会 議事要旨

【日 時】 令和6年3月18日（月） 午後2時00分～午後3時30分

【場 所】 舞鶴市役所 中会議室（別館5階）

【出席者】 峰島委員、黒田委員、高井委員、山内（亨）委員、品田委員、奥雲委員、田中委員、清本委員、山内（美）委員、北村委員、磯野委員、桐田委員、熊取谷委員、南委員、山本委員、古橋委員、藤井委員、福谷委員

【欠席者】 森下委員、市村委員、鈴木委員、公文委員、西井委員

【要 旨】

1. 開会あいさつ

2. 議事

(1) パブリック・コメントの結果について（事務局より説明）

《資料》

・パブリック・コメントの結果について【資料1】

【委員からの意見等】

(峰島会長) 今回は、意見がなかったとのことであるが、前回等、直近ではどうであったか。

(事務局) 令和2年度実施の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に係るパブリック・コメントでは、1人から4件の意見が提出された。平成29年度実施の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係るパブリック・コメントでは、意見の提出はなかった。

(藤井委員) パブリック・コメントの実施については、市の広報誌等で周知されていると思うが、実施していることを知らない市民もいたと思うので、幅広く広報することが必要だと考えられる。

(事務局) パブリック・コメントによる意見募集については、実施方法、広報手段等を定めたガイドラインに基づいて実施している。次回以降、実施に係る広報等の工夫ができないか検討していきたい。

(峰島会長) 計画内容に関係のある当事者や関係団体等に対して、機会を設け、内容の説明をするのも、方法の一つとして考えられる。次回は、意見がもらえるような工夫を検討し、実施していただきたい。

- (2) 第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について（事務局より説明）

《資料》

- ・第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（最終案）【資料2】
- ・注釈一覧（第4期障害者計画）【参考資料】
→第4期障害者計画の文章中の用語についての注釈を記載。記載方法は、該当用語の右上に番号を振り、同ページの下部に注釈を記載している。
- ・計画（最終案）新旧対照表【当日配布資料】

【委員からの意見等】

議事(2)に関する意見なし

3. その他

- (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（峰島会長よりご説明）

《資料》

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（厚生労働省・こども家庭庁作成）【当日配布資料】

【主な内容】

- ・各種障害福祉サービスに係る報酬単価の改定等がされる。診療報酬や介護保険と違い、財源が租税のみのため、報酬単価は、社会保障費（国の歳出予算）に左右される。
- ・令和5年12月に予算の大枠が決定され、現行から1.12%の増額となった。今回の報酬改定では、人材確保の観点から、職員の処遇改善を重点とし、3分の2を職員の処遇に充てることができる。国は、報酬改定による職員の処遇は、1.5%の賃上げ（ベースアップ分を含む）となる見通しを立てている。
- ・報酬単価は、基本報酬（共通して定めるサービス内容に対する単価）と加算報酬（利用者の個々のニーズに応じた個別支援に対する単価）により成り立っている。100項目以上、400ページにのぼる改定がされる。
- ・特徴として、従前は、定員の規模や障害支援区分等に基づき、基本報酬が定められていたが、生活介護では、事業所の開設時間からサービス利用時間を基準に、就労支援サービスでは、工賃の平均額や一般企業への就職件数等を基準とするなど、基本報酬の基準が見直されている。

- ・事業所としては、従前からの運営方法の見直しや一つの指標に特化した運営を検討する等の課題が提起されている。また、医療的ケアや強度行動障害への支援に対する加算の方法等も提案されている。
- ・各事業所が指標に特化したサービス運営を行った場合、事業所になじめない利用者がでてくることも想定されるため、相談支援事業や中核的事業が重視されており、専門的・中核的な人材、集中的支援の人材の位置づけが提案されている。そのため、人材確保にあたっては、市町村等の支援も必要であると考えられる。
- ・現在、国がパブリック・コメントを実施している最中であるが、障害者団体をはじめとする関係団体から内容の見直しを要望しているようであるため、最終的にどのようになるかは分からない。

【委員からの意見等】

(品田委員) 障害福祉サービスに関する予算科目は何か。どれくらいの規模で組まれているのか。

(峰島会長) 財源は、診療報酬、介護保険と同様に社会保障費であり、歳出予算の範囲内で割り振られる。障害福祉サービスは、診療報酬や介護保険と異なり、保険料による歳入を歳出予算に割り当てることができないため、歳出予算（社会保障費）の影響を大きく受ける。

社会保障費の歳出予算については、厚生労働省をはじめ、複数の省庁にまたがっており、積算にあたっては、ここ20年ほど、障害者人口や利用者数の増加等の自然増に対する歳出予算の増額はされるものの、質の向上のための増額はされていない。

(田中委員) 自閉症啓発デー、発達障害啓発週間として、ライトアップを実施すると回覧で拝見した。障害者の範囲は、障害者手帳を所持している人だけなのか、自閉症や発達障害であるが手帳を所持していない人も対象になるのか、高齢者はどうか等を教えていただきたい。

(峰島会長) 現在は、65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに移行し、サービスを利用することとなっている。しかし、年齢を重ねても、障害状態が必ず変化するわけではないため、年齢によって、サービスや制度が変わるのは、おかしいとの指摘がある。

障害認定は、障害者手帳の交付にて行われているが、精神障害のある人は、障害者手帳をもたず、自立支援医療の一つである精神通院のみ利用している人もいる。

世界的にみても、生活に支援が必要であるか、医学的な身体機能の欠損等があるか、だけで判断するのではなく、生活する上で、支援が必要である人や社会的障壁により困難を抱えている人についても障害のある人として認めようという動きになっている。

(福谷委員) 一概に障害者と言っても、様々な障害特性がある。地域のグループホームでは、親亡き後の障害のある人が入居している。

町内の行事に参加された場合は、飲み物等を渡すなどしているが、参加してもらっただけでなく、行事の担当、役員として一緒に活動したいと考えているがどうか。

(峰島会長) グループホーム等に入居していても、地域の構成員に変わりないと考えられるので、社会参加の一環として、活動していくことはいいことでないかと思う。

(福谷委員) 現状、地域住民から理解を得られないことも課題であると感じている。地域住民の障害に対する理解の促進のためにも行っていきたいと思う。

(2) こども家庭センターについて（事務局より説明）

《資料》

- ・こども家庭センターについて【当日配布資料】

【主な内容】

- ・こども家庭庁において、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法に基づき、児童虐待の相談対応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯の顕在化といった背景を踏まえ、子育て世帯を包括的に支援することを目的として、全国の市町村に対し、「こども家庭センター」の設置を促進している。
- ・市では、こども施策関係の部署において、令和6年4月に組織改編を行い、中舞鶴地区にある中総合会館に「こども家庭センター」を設置。センターの運営体制については、国の児童福祉と母子保健の機能統合の方向性を踏まえ、組織統合を行い、保健師や看護師、子ども家庭支援員などの多職種を一か所に集約し、妊娠期から18歳までの一貫した情報連携、子育て世帯の様々な課題に対する柔軟かつ適切な対応、支援等の機能の拡充を図る。

(3) その他

- ・今年度ご議論いただいた「第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」については、冊子ができしだい委員へ送付。
- ・令和6年度については、計画の進捗状況等の報告、議論等をいただくため、8月に第1回会議の開催を予定している。日程等の詳細については、改めて案内する。
- ・所属機関等において、人事異動等により委員の変更がある場合は、事務局である障害福祉・国民年金課まで、ご連絡いただきたい。